平成２６年（フ）第４６号
福岡県直方市大字頓野3829番地３　ハーモニーハウス405号
債務者　大曲　　真
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第２５９号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目40番５号　山之上ビル402号
債務者　久保田利博
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２６９号
鹿児島県鹿児島市犬迫町7162番地１
債務者　満尾　　翼
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２８７号
鹿児島県鹿児島市伊敷台４丁目29番10―105号
債務者　川嵜亜弥子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２９号
鹿児島県奄美市名瀬末広町16番３号　野口ビル５階
債務者　稲井健一郎
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第１２３号
三重県津市久居藤ケ丘町2656番地106
債務者　樋口登紀子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１２９号
三重県鈴鹿市神戸９丁目14番35号　コーポゆき101
債務者　海野　弘美
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１３０号
三重県津市芸濃町林1909番地42、前住所三重県三重郡菰野町大字永井1114番地14
債務者　フェルナンデス　ファビオ　ヒデキこと　ＦＥＲＮＡＮＤＥＳ　ＦＡＢＩＯ　ＨＩＤＥＫＩ
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９０号
三重県名張市東田原1135番地85
債務者　金子　隆志
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１６４号
三重県四日市市東坂部町2109番地１　アパンションエクセル202
債務者　佐々木　理
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１６５号
三重県四日市市笹川８丁目45番地１　公団１―205
債務者　田原　広隆
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第６３８号
京都市北区紫竹東桃ノ本町40番地　北山ヴィラ裕501号室
債務者　青柳由布子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８０５号
京都府綴喜郡宇治田原町大字荒木小字天皇５番地の６
債務者　佐藤真理こと關真理こと　佐藤　絵美
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８２４号
京都市伏見区石田内里町42番地24
債務者　大城　京子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８２９号
京都市右京区嵯峨釈迦堂門前裏柳町15番地６
債務者　松井　淳子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８８４号
京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427京都朝日会館９階、住民票上の前住所京都市西京区大原野西竹の里町２丁目３番地110
債務者　杉村　弘美（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８９８号
京都市伏見区下鳥羽北ノ口町27番地　下鳥羽市営528号
債務者　木下美代子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係